

## 高額医療・高額介護合算制度 医療費・介護費の自己負担を軽減

医療費が高額になった場合は、各医療保険から月額の限度額を超えた分を「高額療養費」として支給しています。また、介護サービス費用が高額になった場合は、介護保険から月額の限度額を超えた分を「高額介護サービス費」として支給しています。

自己負担額をさらに軽減するために、同じ世帯で1年間(8月～翌年7月)の各月に支払った医療保険・介護保険の自己負担額(高額療養費、高額介護サービス費の支給対象分を除いた金額)の合計が年額の基準額(下表)を超える場合に、超えた金額を「高額医療・高額介護合算療養費等」として支給しています。

今回の支給対象期間(平成30年8月～令和元年7月)に支給対象となる被保険者の方がいる世帯に、2月下旬に申請書を送付します。

支給時期は、4月以降となります。

**他**▷同じ世帯でも、国民健康保険・職場の医療保険・後期高齢者医療保険では、それぞれ別に自己負担額を計算します▷申請の受付窓口は、令和元年7月31日時点で加入していた医療保険となります

**問**保険年金課国民健康保険係(☎042-387-9833)、保険年金課高齢者医療係(☎042-387-9834)、介護福祉課介護保険係(☎042-387-9822)

70歳未満の方

所得区分(※1)	医療保険(70歳未満)と介護保険の合算
ア 901万円超	212万円
イ 600万円超～901万円以下	141万円
ウ 210万円超～600万円以下	67万円
エ 210万円以下	60万円
オ 住民税非課税	34万円

※1 国民健康保険加入者に限る。職場の医療保険に加入している場合は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください

70歳以上の方

所得区分(※2)	医療保険(70～74歳)と介護保険の合算	後期高齢者医療保険(75歳以上)と介護保険の合算
現役並み所得者	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
一般(課税所得145万円未満または基礎控除後の所得210万円以下)	56万円	56万円
区分Ⅱ(住民税非課税)	31万円	31万円
区分Ⅰ(住民税非課税かつ世帯の所得が一定基準以下)	19万円	19万円

※2 国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者に限る。職場の医療保険に加入している場合は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください

なりすまし防止のため  
本人確認にご協力を

市民課(市役所第二庁舎1階)での手続きの際には、第三者による虚偽の届け出や証明書の不正取得を防止するため、来庁した方の本人確認を実施しています。運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(通知カードは不可)、顔写真付き基本カード等をお持ちください。なお、保険証等の顔写真がないもの1点のみでは、手続きが完了しない場合があります。その際は、口頭での質問や照会書による本人確認をさせていただきます。



せていただく場合がありますので、ご了承ください。  
**問**市民課市民係(☎042-387-9830)

# 「市長への手紙」がまとまりました

## 皆さんの声を市政に

市政への要望項目順位

順位	構成比(%)	項目	内容
1	10.3	財政・財務	財政健全化、財源確保、コスト削減など
2	8.6	ごみとまちの美化	ごみの減量、ごみ処理施設など
3	7.5	地域安全	危機管理体制、防災、防犯など
4	6.4	計画的行政	新庁舎、施設整備、諸計画整備、広域連携など
5	6.1	高齢者福祉	活躍の場、生活支援、介護予防、介護保険など
6	5.5	健康・医療	検診・健康診査、医療体制、国保など
6	5.5	市街地整備	駅周辺のまちづくり、都市計画など
8	5.2	子ども家庭福祉	子育て・子育て支援、子育て環境など
9	5.1	学校教育	教育内容・方法、学習環境、学校施設など
10	4.3	行政経営	市民サービス、公民連携、行政評価、市職員など
11	4.1	道路・河川	道路、交通環境、交通機関、河川など
12	3.8	みどりと水	みどり・公園・水辺の保全、創出など
13	3.5	商業	商業振興、魅力ある商店街、観光など
13	3.5	地域福祉	福祉施設、地域の福祉活動など
15	3.0	幼児教育	保護者負担軽減、幼稚園支援、地域ネットワークなど
16	2.5	環境保全	地球温暖化対策、環境保全など
17	2.2	住宅・住環境	住宅供給、住環境、上下水道など
18	1.8	文化・芸術	芸術文化活動、文化財、文化施設、文化交流など
19	1.6	雇用	就労支援の充実、雇用の拡大など
20	1.5	コミュニティネットワーク	市民協働、地域活動、地域情報など
20	1.5	障がい者福祉	心のバリアフリー、生活支援、医療連携など
22	1.3	創造的産業	新産業育成、コミュニティビジネスなど
22	1.3	生涯学習	生涯学習施設、生涯学習活動など
24	1.0	市民参加・市民協働	情報公開、個人情報保護、市民参加、広報・広聴など
25	0.9	スポーツ・レクリエーション	イベント・各種活動、体育施設など
26	0.6	人権・平和・男女共同参画	意識啓発、ワークライフバランスなど
26	0.6	農業	農業振興、市民農園、地場産業など
28	0.4	消費者生活・勤労者福祉	消費者啓発、労働環境など
29	0.1	工業	工業振興、住環境との調和など

市民の皆さんが日ごろ市政に対してどのような施策を望み、どのようなご意見を持っているかをお尋ねするため、令和元年9月にアンケート調査「市長への手紙」を実施しました。このほど、その結果がまとまりました。(左表)

市民の皆さんが日ごろ市政に対してどのような施策を望み、どのようなご意見を持っているかをお尋ねするため、令和元年9月にアンケート調査「市長への手紙」を実施しました。このほど、その結果がまとまりました。(左表)

■調査対象等 令和元年7月1日現在18歳以上で、住民基本台帳から無作為に抽出した2千人の方を対象に、郵送による配票、回収  
■回答者数 575人(男性28人、女性328人、不明19人)  
■回収率 28・8%  
■調査期間 令和元年9月13日～27日  
■広報秘書課広聴係(☎042-387-9818)